

2019年3月

各位

株式会社 山形銀行

### 外国送金に関するお知らせ

株式会社山形銀行（頭取 長谷川吉茂）では、マネーロンダリング関連取引防止の要請が、国際的に高まっていることに鑑み、外国送金業務（外貨建て国内送金も含む）に関しまして、下記のお取り扱いとさせていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### **1. 当行でお取り扱いできない取引について**

弊行では次の(1)～(9)のいずれかに該当する場合、当該送金取引の受付をお断りいたします。

- (1) 仕向送金の依頼人、または被仕向送金の受取人が仮想通貨関連企業、資金移動業者、両替業者のいずれかに該当する場合
- (2) 仮想通貨売買等の仮想通貨に関連する投資を目的に行う取引
- (3) 複数名による「まとめ送金」など犯罪収益の収受にあたる可能性のある取引
- (4) 詐欺事案に該当する可能性のある送金
- (5) 違法性があり輸入が禁止されていることが明らかな物品（麻薬、拳銃、児童ポルノなど）の決済に該当する送金取引
- (6) オンラインカジノ等の賭博に関連する送金取引
- (7) 送金内容に矛盾があるなど、真偽に疑義のある送金
- (8) 「外国為替及び外国貿易法」の規制及び「米国 OFAC 規制」に該当する取引
- (9) 北朝鮮・イランに関連する取引

#### **2. 現金（外貨を含む）による外国送金のお取り扱いについて**

弊行では現金（円貨および外貨）による外国送金を受付いたしません。

#### **3. 外国送金受取人の代表者または実質的支配者情報の提供**

外国送金をお申込の際、送金目的や送金原資等の外国送金に関する情報のほか、受取人の情報（本店所在地、代表者、実質的支配者など）をご提供いただく場合がございます。

※ 内容のご説明や、確認資料のご提供をいただいた場合でも、弊行の判断により、お取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

【 本件に係るお問い合わせ先 】 山形銀行金融市場部 国際業務グループ  
電話：023-623-1221（受付時間：平日 9：00～17：00）

以上